

## 暴 挙

岩 佐 晴 夫

◆はじめに

『みなせ六二号』で「愚挙」を書いた。安倍晋三首相の靖国参拝がいかに愚かな行為だと感じたためである。「生もの」だから期限内に賞味しないと腐ってしまつて腐臭を放つおそれがあると思ひ、急いでまとめた。自公政権の政権合意の枠に入っていない「集団的自衛権の行使容認」問題、つまり憲法を改正しないで、従来からの憲法解釈を変えて、集団的自衛権行使を容認しようという考えを強引に押し通そうとする安倍首相の試みは単なる愚挙ではなく、暴挙と言わねばならない。この辺りの流れを新聞記事から追つてみようと思ふ。

### (一) 「放置すれば戦禍」

#### 周辺有事の行使条件限定

#### 集団的自衛権政府検討

〓二〇一四年五月一日(日)神奈川

●政府は集団的自衛権問題で、朝鮮半島有事など周辺事態に際しては、行使の前提として想定する六条件のうち、「日本の安全に大きな影響が出る場合」を、より限定的に定義する方向で検討に入った。表現があいまいで政府の裁量が大きすぎるとの指摘への配慮からだ。「事案の規模、態様、推移などから、放置すれば、わが国に戦禍が及びかねない状況」と補足説明する案が浮上している。政府関係者が一〇日明らかにした。行使容認に慎重な公明党の理解獲得につながるかは見通せない。

安倍晋三首相は、有識者による「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)から一三日以降に報告書を受け取り、速やかに記者会見して憲法解釈の変更の原案となる「政府方針」に関し見解を表明する、

報告書は、集団的自衛権は抑制的に運用すべきだとして、行使の前提に六条件を課すことを提言する方向。政府は六条件をほぼそのまま受け入れるとみられてい

る。ただ主要な条件の一つの「日本の安全に影響が出る場合」との表現が「漠然としている」（官邸筋）との声が出ていた。

集団的自衛権を行使するケースとして想定される具体的事例のうち、特に周辺事態での米艦船の防護や、不審船舶の強制的な検査(臨検)に当たって、国民が理解しやすい、より具体的な説明が必要との判断に傾いた。

報告書が掲げる六条件には「日本の安全に影響が出る場合」のほか①日本と密接な関係にある国が攻撃を受けた場合②同盟国など連携相手から明示的な要請があった場合③第三国の領域を通過する場合には許可を得る④首相が総合判断⑤国会承認―が挙げられている。

## ●(二)集団的自衛権

### 憲法解釈変更の与党協議

#### 秋までに決着 首相指示

〓五月一〇日(月)神奈川

●安倍晋三首相は九日、自民党の石破幹事長と官邸で会談し、集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈変更

の閣議決定に向け、秋の臨時国会までに公明党との協議を決着させるよう調整加速を指示した。首相は来週中に安全保障に関する有識者懇談会(安保法制懇)からの報告書提出を受けて速やかに記者会見し、今後の「政府方針」について自ら見解を表明する意向を固めた。石破氏が共同通信とのインタビューで明らかにした。石破氏は報告書を受けた法整備に関し、臨時国会で離島などの領域整備を強化する自衛隊法改正に優先的に取り進む意向を表明した。他国による組織だった武力攻撃に至る前段階の「グレーゾーン」に対応する狙いだ。

石破氏に続き、首相は自民党の高村副総裁とも会談し、与党協議を急ぐよう指示した。高村氏は会談後、憲法解釈変更の閣議決定の時期について「今国会中が望ましいけれど、与党の調整がつかなければできないと確認した」と記者団に説明した。首相会見を受け、五月中に与党協議を本格化させる方針だ。

首相はこれまで憲法解釈変更に慎重な公明党との協議に期限を設定せず丁寧な説得する姿勢を示していた。「秋まで」と事実上の線引きを設けたのは与党協議が際限なく引き延ばされるのを懸念したためとみられる。公明党が軟化する兆しはなく、与党の亀裂が深まる事

態も予想される。安保法制懇の報告書提出は早ければ一三日だが、一四日以降となる可能性もある。

インタビューで石破氏は「首相会見の後、まず閣議決定の文言をどうするか与党調整に入る。秋の臨時国会までの合意に最大限努力する。それが首相の考えだ」と説明した。

グレーゾーン対応では「あす(不測の)事態が起きても不思議でない。臨時国会で自衛隊法改正案などを成立させるのが必須だ。集団的自衛権よりも急ぐ」と明言した。首相は石破氏との会談で「政府方針」に合わせ、集団的自衛権行使などの具体的事例に沿って対応の方向性を示す文書を添える考えを示した。●

### (三) 集団的自衛権行使

#### 憲法解釈変更要請へ

#### 有識者懇報告書 首相が今夕会見

〓 五月一五日(木) 神奈川

●安倍晋三首相は一五日、自身が設置した有識者懇談会が提出する報告書を受けて同日夕に官邸で記者会見し、集団的自衛権の行使を戦後一貫して認めてこなかった憲法解釈の変更へ向け与党に検討を求める。日本

を取り巻く安全保障環境の変化を理由に、憲法で認められる「必要最小限度の自衛権行使」の範囲内なら集団的自衛権も許容されるとの論理構成。日本の「平和国家」としての歩みは岐路を迎える。現行解釈を尊重する公明党が首相側の説得に応じるかが焦点だ。

首相は解釈変更の閣議決定を目指し、内閣法制局を中心とした政府内の検討にも着手。秋の臨時国会までに公明党との調整を決着させたい意向だ。自民党の高村正彦副総裁は一四日の講演で「(年内に控える)日米防衛協力指針(ガイドライン)の改訂に間に合うような時期に合意できればいい」と述べた。

首相は会見で、北朝鮮の核・ミサイル問題や中国による海洋進出など安全保障環境の変化を強調する方針だが、「必要最小限度」の範囲内だとして集団的自衛権を行使し、他国の防衛にまで拡大する事態になれば、日本が国是としてきた「専守防衛」から大きく逸脱するとの批判は免れない。憲法改正を避け、時の為政者の判断による解釈変更で対応すれば、憲法が国家権力を縛る「立憲主義」の理念が骨抜きになるとの懸念も拭えない。

一五日は首相設置の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(座長・柳井俊二元駐米大使)が、現

行解釈を維持したままでは対応できないとする具体的な事例を列挙し、改善を求める報告書を政府に提出。これを受け、国家安全保障会議(NSC)で首相、外相、防衛相、官房長官による四者会合を開き、政府方針として法整備の検討など、基本的方向性を確認する。首相が同日午後六時から記者会見し説明する予定だ。●

#### (四)集团的自衛権行使

容認めぐり歩調乱れ野党、

徹底審議では一致

|| 五月一五日(木)神奈川

●安倍政権が集团的自衛権の行使容認へ向けた議論を加速させる中、各野党の足並みがそろわない。安全保障分野に携わる野党議員の間では国会での徹底審議を求める姿勢で歩調が一致しているものの、党内に賛否両論を抱える実情などもあり、軸足が定まらない。野党再編を巡る思惑も絡み合い、政府与党に対する存在感を高められずにいる。

「党の立ち位置をはっきり示すよう議論したい」一日、民主党が二カ月ぶりに再開した安全保障総合調査会で、会長の北沢俊美元防衛相が協力を求めた。

民主党は集团的自衛権の「行使一般」を認める解釈変更に反対する一方、安全保障上の「新たな要請の有无を不断に検討する」とした見解を示しているが、意見の隔たりは大きい。調査会は具体的事例を想定して五回の勉強会を重ね、今国会中の意見集約を目指す構えだ。後藤祐一政調副会長(衆院比例南関東)は「のんびりしているべきではない」とくぎを刺す。集团的自衛権の行使容認の是非をめぐる憲法解釈の変更は、日本の安全保障政策にとって歴史的転換点だが、野党間に共通の対立軸を打ち立てる動きは広まらない。共産、生活の党、社民各党は反対を鮮明にする一方、日本維新の会、みんなの党は憲法解釈変更に賛成する。近年の安保環境を背景に現実主義の立場から政府の意向に共鳴する動きが根強いからだ。結いの党の江田憲司代表(衆院八区)は「まず具体的事例を検証すべきだ」と繰り返すが、必要最小限度で認めるべきだとの考えをまとめた議員連盟に参加する同党の青柳陽一郎国対委員長代理(衆院比例南関東)は「安全保障では与党との違いを際立たせなくていい」行使の歯止めとなる安全保障基本法の議員立法を目指すとしている。

みんなの党は一日、行使を認めた上で六要件を法制化すべきとの素案を発表。浅尾慶一郎代表(衆院四

区)が示す「(容認は)イエスかノーかしかなく、憲法解釈で『この部分だけを認める』というのは本質からずれている」との見解を反映した形だ。中西健治政調会長(参院神奈川選挙区)は「国民が求める『必要最小限度』となるよう、国会が法律で縛る」とする。

既に六要件を設けて限定容認の見解をまとめている維新の会は、みんなに「意見が近い」と協議を提案したが、「一強他弱」を打開できる状況には至っていない。ある野党議員は「最大野党の民主党がまとまらない限り、各野党が見解をまとめてインパクトに欠ける」と不満を漏らす。●

### (五)集团的自衛権 首相会見

#### 解釈変更 検討指示

#### 専守防衛逸脱の恐れ

#### 駆け付け警備など例示

Ⅱ五月一日(木)神奈川

●安倍晋三首相は一日、自ら設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(座長・柳井俊二元駐米大使)から集团的自衛権行使を容認すべきだとする報告書の提出を受けた。その後の記者会見で、行

使の限定容認に向け、憲法解釈の基本的方向性を表明し、政府、与党に検討を指示した。政府は従来憲法の平和主義の理念を踏まえ、集团的自衛権行使は許されないとの見解を維持してきた。首相は与党協議を経て閣議決定する意欲を示したが、日本の安全保障政策の大転換となり、専守防衛の理念から逸脱する恐れがある。

懇談会で首相は「必要な法的基盤を盤石にするという確固たる信念をもって真剣に検討を進める決意だ」と表明。会見で北朝鮮のミサイル開発や東シナ海の緊張状況、サイバー攻撃など安全保障環境の変化を理由に挙げ、「国民の命と暮らしを守るための法整備がこれまでの憲法解釈のままで十分に行えるのか、検討が必要だ」と指摘した。

報告書が憲法九条で認められる「必要最小限度の自衛措置」の範囲に集团的自衛権の行使も含めるよう求めた点について「限定的に集团的自衛権を行使することは許されるとの考え方で研究を進める」と説明した。

自衛隊の対処を可能にすべきケースとして、近隣有事に邦人を輸送する米艦の防護や、国連平和維持活動(PKO)の他国部隊が襲われた際の自衛隊による「駆け付け警備」を例示した。報告書が多国籍軍への参加

検討を求めたことに対し「自衛隊が武力行使を目的として、湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは決してない」と否定した。

自民、公明両党の協議に関し、「与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、改正すべき法制の基本的方向性を閣議決定していく」とした。解釈変更に慎重な公明党の対応が今後の焦点になる。

首相は、武装集団の離島上陸など「グレーゾーン事態への対処を一層強化する」とも表明。憲法解釈を伴う法整備は「衆院選や参院選での国民との約束を履行に移すものだ」と述べ、国政選挙で信を問う必要はないとの認識を示した。

法制懇の報告書は、安全保障上の課題としてシーレーン(海上交通路)を念頭に置いた機雷除去などの事例を明示。行使の条件に「日本の安全に重大な影響を及ぼす」場合なども盛り込んだ。懇談会后、首相は菅義偉官房長官ら四閣僚と国家安全保障会議(NSC)を開き、必要な法整備の検討など基本的方向性を確認した。

#### ◆安保法制懇

集団的自衛権の行使容認に向け、安倍晋三首相が第

一次政権時に設置した私的諮問機関。公海上の米艦船防護など四類型を検討し、憲法解釈変更により実現すべきだとの報告書を、安倍氏退陣後の二〇〇八年六月にまとめたが、実現しなかった。第二次安倍政権発足に伴い、一三年二月に活動を再開。検討対象を日本の安全保障に必要な法整備の在り方に広げた。正式名称は「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」官僚OBや学者ら有識者一四人で構成している。●

同じ日、神奈川新聞は次の署名記事を掲載した。

#### (六)憲法軽視の危うさ

論説主幹 中 島 弘 孝

●正々堂々とした行いの例えとして「行くに徑に由らず」という言葉が「論語」にある。遠回りしてでも憲法改正の大道を歩むことなく、解釈の変更という裏道を行くべきでない。憲法はそれだけ重い。安保法制懇の座長代理を務め、議論をリードしてきた北岡伸一・国際大学長が「中央公論」六月号に寄稿している。表題は「憲法に固執して国家の安全を忘れるな」憲法軽視の考え方がにじむ内容だ。「民意に寄り添うだけで

は政治家の責任は果たせない」と書いている。そうした為政者の軽率妄動や暴走を防ぐために憲法は存在しているのである。

結論ありき、で熟議が行われたか疑問が残る安保法制懇の報告書を受け取り、安倍晋三首相は記者会見で政府の「基本的方向性」を発表した。着々と手順を踏んでいる印象を否めない。

方針ではなく方向性という表現にしたのは、連立与党を組む公明党や世論のためだとされる。だが首相の決意は固く、行使容認への道を突き進もうとするのは明らかだ。

日本は今、岐路に立っている。議論が深まらないままに国家のかじが大きく切られるとすれば、民主主義の死と言わざるを得ない。

憲法で認められる「必要最小限度の自衛権行使」の範囲なら集団的自衛権行使も許容される、との論理は、ご都合主義のこじつけにすぎないのではないか。日本を取り巻く安全保障環境の変化を前提としているが、中国や北朝鮮を刺激することで軍拡競争の火に油を注ぐのではないか。

そうした国民の疑問や懸念を置き去りにする態度は決して許されない。

公明党の山口那津男代表は、経済再生などの優先課題に力を注ぐべきだと強調した。正論である。国民の感覚や期待と懸け離れた政権の行く末がどうなるかは政治史に刻まれている。●

右のように、神奈川新聞(共同通信配信記事を含む)などの一般紙でもおおむね、疑問視ないし批判的な表現が用いられているが、センセーショナルな記事と表現を売りにする日刊ゲンダイは容赦なく安倍批判満載である。

### (七)何から何まで狂気の沙汰

安倍首相のやっている改憲の妄動を国民は決して許してはいけない

この国は戦前の侵略国家に逆戻り

〓五月一七日(土)日刊ゲンダイ〓

●これほどデタラメな会見がかつてあったか。日本中が呆れ返ったのが、きのう(一五)の安倍首相の記者会見だ。集団的自衛権の行使容認を「検討」してきた安保法制懇の報告書を受けて、政府の基本的方向性について国民に説明したアレである。

元外交官の天木直人氏はブログで、「かくもお粗末な説明をよくも真顔で話せたものだ」と驚いていたが、本当だ。

説明の中身も論法も詭弁とウソで塗り固められていたようなものだ。安倍は立憲主義も民主主義も国民もナメている。そうでなければ狂っている。それを如実に表した世紀のデタラメ会見だったのである。

ひとつひとつ説明しよう。まず、安倍は法制懇の報告書を受けて「政府としては今後、さらに研究を進めていきたい」とか言った。集団的自衛権の行使に慎重姿勢を見せる公明党の手前、「これから検討、研究」を装ったのだがこれがウソだ。自分と同じ考え方の学者らを揃え。内閣法制局長官まで恣意的な起用をしておいて「今後、研究」なんてよく言う。

と思つたら、安倍自身が会見の中で「現行の憲法解釈では海外に出ている日本人を守ることもできない」「(その中)お母さん、お孫さんがいるかもしれない」とか言って、「これでいいのかと私は問いたい」と明言した。もう「結論ありき」で、猿芝居会見なのである。

もつとも、だとしたら、もつと説得力のある説明をするのかと思つたが、これがひどかった。専門家がの

けざるような根拠、論法を展開したのである。

例えば、安倍は「国民を守れない」例として、絵が描かれたパネルを用意した。集団的自衛権がないと、日本近海の有事の際、近隣国の邦人を輸送中の米国艦船を防護できないというものだ。

日本人を助けるのになぜ「集団的自衛権」でなければならぬのか。個別的自衛権でいいではないか。元内閣官房副長官補(安全保障担当)で国際地政学研究所理事長の柳沢協二氏は「トリッキー」と切り捨てた。

(著者注・このことについて、別の記事Ⅱ「変容する平和国家」④ 五月一七日・神奈川Ⅱに次のコメントが紹介されている)

「防衛省制服組幹部はそういうケースが喫緊の課題として議論になったことはない、と首をひねった。①在留邦人の避難はまず民間機を使うのが通例②米戦艦は戦闘の準備が最優先のはず③防護が必要なら米軍内でするーなど、次々に疑問が浮かぶ事例。別の防衛省幹部は現実味のなさに『下手な芝居だ』と切って捨てた。

「日本人を守るのならば、個別自衛権でいい。今回の事例では、日本近海で日本人を守るのですから、公海上の警察権でも対応できます。もつとも、そこまで危

険な状況になる前に、民間人は民間機で帰国する。現地に残るのは大使館関係者ぐらいでしょうし、軽度の安全が確保されていれば自衛隊が邦人を輸送することだって、今の法律では可能です。つまり、安倍首相が挙げた事例は非現実的で、あり得ないケースなので「す」

安倍はさらに集団的自衛権を行使しても「湾岸戦争やイラク戦争に参加することはない」「日本が再び戦争する国になるというのは誤解で、断じてあり得ない」と強調。「抑止力が高まることでより戦争に巻き込まれることはなくなる」なんて論法を持ち出したが、これもインチキ、マヤカシだ。東大大学院教授で哲学者の高橋哲哉氏がこう言った。

「安倍首相は会見で『武力行使を目的として海外に行くことはない』と説明していましたが、この言葉には何の担保もありません。だって安倍首相自らが、政府の意向で憲法解釈は変えられるんだと宣言したのですよ。だとすれば、『海外に行かない』『戦争しない』などの条件も、時の政権の意向によってクルクル変えられることになる。つまるところ、詭弁を弄し、解釈改憲というアリの一穴を開け、どんどん、解釈を拡大しようとしているわけでしょう。昨日の会見は、そう

した論理破綻を露呈したものだっと思えます」（中略）

「集団的自衛権は、自分の国が襲われていない時にも同盟国のために相手をやっつけること。つまり、自衛隊はこれから進んで外国で人殺しをすることになる。それが正当化されるのが集団的自衛権なのです。安倍さんの言う『積極的平和主義』とは武力行使を抑止力とし、戦争をすることで平和を作るという考え方です。当然、他国は警戒し、緊張が高まる。一触即発でならみ合った時に何が起こるかわかりません」（立正大教授・金子勝氏）

世界中から恨まれている米国と一緒に戦争するなんて、どう考えても狂気の沙汰だ。一方、日本は東アジアで自ら緊張をつくり出している。この先、戦争に巻き込まれないわけがない。狂乱首相にブレーキをかけられるのは、世論だけだ。安倍の暴走を許しているのか。ここが日本の剣が峰になる。●

近隣国の反応について、新聞は例によって多くの紙面を割かない。大事なことを示唆しているのに、記事は片隅に掲載される。

## (八) 集团的自衛権容認「戦争に向かう」 中国各紙

〓五月一七日(土) 神奈川

●【北京共同】安倍晋三首相が集团的自衛権の行使容認へ意欲を示したことについて、一六日付けの中国各紙は「日本を戦争への道に向かわせている」(共産党機関紙、人民日報系の環球時報)などと批判的に伝えた。京華時報は、戦争放棄を規定した憲法九条を改正するのは困難なため、安倍政権が解釈変更により「迂回手段」を取ったと分析。日本は「口実を見つけて戦争できるようにする」と指摘。国際社会の懸念を引き起こしていると報じた。●

### 韓国各紙

#### 軍備競争懸念 一斉に警戒感

〓五月一七日(土)

●【ソウル共同】一六日付けの韓国各紙は、日本が「戦争できる国になる」と一斉に警戒感を示した。朝鮮半島への影響や、北東アジアの軍備競争への懸念を伝えている。

朝鮮日報は「第二次大戦を起こした責任と反省から

七〇年間維持してきた『戦争できない国』から脱皮するものだ」と指摘。「日本の本格的な軍事力拡大につながり、北東アジアの軍備競争を触発しかねない」と報じた。

東亜日報は一面トップで「安倍首相『戦争できる日本』宣言」との見出しで報道。集团的自衛権の行使容認は「専守防衛を原則としてきた日本の安全保障政策の大転換だ」とする一方、朝鮮半島有事に日本が後方基地の役割を担う側面があり、韓国政府は慎重な対応を模索していると伝えた。

中央日報は社説で「日本の侵略戦争の被害国が、日本の積極的な安全保障政策を憂慮するのは当然だ」と主張、朝鮮半島に関わる行使は「韓国政府との事前協議と同意が必要だ」と強調した。

## (九) 世論調査

### 憲法解釈変更 反対五一%

### 集团的自衛権、賛成三九%

●共同通信社は一七、一八両日、全国電話世論調査を実施した。安倍晋三首相が政府与党に検討を指示した集团的自衛権の行使容認に対する賛成は三九・〇%と、

反対の四八・一％に比べて少数にとどまった、憲法改正によらず解釈変更によって行使を認める考えに反対との回答は五一・三％と半数を超えた。首相は一五日の記者会見で憲法解釈変更による行使容認の方向性を訴えたが、国民の理解が進んでいない実態が浮かんた。二〇日からの与党協議に影響を与えそうだ。

安倍内閣の支持率は五四・七％で、四月の前回調査に比べ、五・一ポイント減った。不支持率は三二・五％(前回二六・七％)だった。

憲法解釈変更への賛成は三四・五％。質問形式はやや異なるが、前回は解釈変更に賛成が三八・〇％、反対が五二・一％だった。二〇日から始まる与党協議」の決着時期に関し、政府、自民党の目指す秋に「こたわらずに議論すべきだ」との回答が 七九・三％の多数を占めた。

漁民を装った武装集団の離島上陸など「グレーゾーン」と呼ばれる事態に自衛隊が迅速に対処できるように法整備の検討は六七・三％が賛成し反対の一九・五％を大きく上回った。首相が有識者懇談会を活用して安全保障政策の転換を提起したことを納得できるとする回答は三五・六％、納得できないは四八・六％だ

った。

安倍内閣の優先課題として経済対策や社会保障を挙げる人が、集団的自衛権や憲法改正を重視する声よりも多かった。(以下略)

◆おわりに

神奈川新聞記事を中心に、安倍晋三首相の主導する「憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認する」路線について検証してきた。これらを踏まえて、まとめを提起しておきたい。

### ① 「憲法解釈の変更による」とする手続き論

三分の二以上の衆参両院国会決議による国民投票でという憲法改正手続きを経ないで、政権の恣意的な判断によって憲法解釈を変えることには多くの疑問・反対があるのは右に見てきたとおりである。これがまかり通れば、立憲主義・法治主義・民主主義・国民主権がないがしろにされるといふ多くの主張に当然軍配が挙がる。

安倍がどうしても集団的自衛権行使の容認を目指すのであれば、当然正規の憲法改正手続きを踏むべきで

あり、「改正には時間がかかる」とか「正規の手続きでは憲法改正が見通せない」とか、ご託を並べても、それらが解釈変更を強行する根拠には到底なり得ないことは明らかである。

## ② 集団的自衛権行使の正体

安倍は気軽に集団的自衛権の行使容認を口にするが、この権利の行使はすなわち日本が戦争に参加するということである。しかも一義的には同盟国のための戦争にということだ。結果的に日本の防衛のためになると言うが、あくまでもそれは理屈付けであるに過ぎない。他国のための戦争に参加することによって、わが国が直接相手国からの攻撃を受けることになるのは必然で、国民の命や財産を失う結果を招くことは言うまでもないことである。

安倍は「日本人の命を守り、平和な暮らしを守る大きな責任がある」と胸を張って言うが、戦争に加わることで失われ、危険にさらされる命や財産のことは考えないというのであろうか。

## ③ 「必要最小限度」の軍備

警察予備隊、保安隊を経て自衛隊に至った軍備増強

の歴史は憲法九条の解釈を変更する歴史でもある。憲法九条は「戦争の放棄」「戦力不保持」「交戦権の否認」を定めているが、政府見解によれば、憲法は自衛権の放棄を定めたものでなく、自衛権の裏付けとなる自衛のための必要最小限度の実力は憲法九条二項に言う戦力には当たらない。わが国の防衛のために必要最小限度の実力を行使することは当然認められている。したがって、これは交戦権の行使とは別の概念である、と主張してきた。この主張が正しいか、やむを得ないかは別として、憲法九条を逸脱している概念であり、解釈であることは確かなことだ。憲法九条を持ちながら、解釈につぐ解釈を重ねて、自衛権の行使に道を開いてきたのは確かなことだ。

しかも、「必要最小限度」が何を意味するかまったく規定がない。何の歯止めもない。あるのはただの言葉だけである。こうして、自由主義圏の中で第二位と言われる戦力を保持するところまで来てしまったのだ。

## ④ 集団的自衛権の行使は戦争の抑止力となるか

安民法制懇の報告書の中に「集団的自衛権の行使は戦争の抑止力を持つ」という趣旨のことが書かれていると報道された。安倍も石破自民党幹事長も我が意を

得たとばかりにこの抑止論を吹聴している。本当に抑止力はあるのか。どう考えても集団的自衛権行使の容認が戦争の抑止力になるとは考えられない。日本がアメリカとの集団的自衛権を行使することが戦争相手国の戦意を抑制させる力を持つのは日本がアメリカをはるかに凌駕するだけの軍事力を持つことで初めて立論されるはずだが、わが国の軍事力はそこまで強大だと言うのであろうか。

報告書は中国や北朝鮮の脅威を説いて、体制の整備はおろそかにできないと言いが、この両国はもはや「仮想敵国」でなく、「敵国そのもの」と捉えているのではないか。自国の安全を高めようとした国防力の増強が他国にとって脅威とみなされ結果的に軍事的緊張関係が高まることを「安全保障のジレンマ」と呼ぶそうであるが、安倍の集団的自衛権行使容認の試みはそのジレンマを引き起こしそうな恐れ十分である。

安倍はまた、中国を念頭に置いて、「力で現状変更」を懸念すると言いが、彼のやっつけていることこそ「力で現状を変更すること」ではないか。

軍備をどれだけ増強しても、戦争に巻き込まれれば、自国を防衛することは困難だ。安倍に望まれることは、敵意を抑えて、不断の外交努力によって中国や北朝鮮

と平穏な関係を組み立てることであるだろう。

今回もまた、「ねえ、ママ、ボク、何も悪いことなんかしていないよね」とママの膝にすがって、甘える安倍の姿が浮かんでくる。

(二〇一四年五月二七月初稿)